

令和7年9月 富山市議会定例会議案

目 次

議案第 1 1 0 号	令和 7 年度富山市一般会計補正予算（第 3 号）	1 頁
議案第 1 1 1 号	令和 7 年度富山市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号） ...	1 7
議案第 1 1 2 号	令和 7 年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 3
議案第 1 1 3 号	令和 7 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（ 第 1 号）	2 9
議案第 1 1 4 号	令和 7 年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） ...	3 7
議案第 1 1 5 号	富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例制定の件.....	3 9
議案第 1 1 6 号	富山市職員の育児休業等に関する条例及び富山市公営企業職員 の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 制定の件.....	4 1
議案第 1 1 7 号	富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスター の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4 4
議案第 1 1 8 号	富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営 に関する条例の一部を改正する条例制定の件.....	4 5
議案第 1 1 9 号	富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の 件.....	4 6
議案第 1 2 0 号	委託契約締結の件（富山市婦負斎場火葬炉設計・設置業務委 託）	4 8
議案第 1 2 1 号	工事請負契約締結の件（大久保小学校長寿命化改良（その 1） 工事）	4 9
議案第 1 2 2 号	工事請負契約締結の件（観光橋塗装塗替（第 2 工区）工事）	5 0
議案第 1 2 3 号	工事請負契約締結の件（富山消防署北部出張所改築主体工事）	5 1
議案第 1 2 4 号	財産の無償貸付の件.....	5 2
議案第 1 2 5 号	富山市名誉市民の推挙に関し同意を求める件.....	5 4
報告第 3 6 号	健全化判断比率及び資金不足比率報告の件.....	5 6

報告第 3 7 号	専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件）	5 7
報告第 3 8 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）	5 9
報告第 3 9 号	令和 6 年度富山市一般会計継続費精算報告書.....	6 2
報告第 4 0 号	令和 6 年度富山市水道事業会計継続費精算報告書.....	6 3
報告第 4 1 号	令和 6 年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書.....	6 4

一般會計

議案第 1 1 0 号

令和 7 年度富山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度富山市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 1 0, 9 2 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 2, 3 4 9, 7 3 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		2,413,171	1,209	2,414,380
	1 使用料	2,072,589	1,209	2,073,798
15 国庫支出金		33,317,893	40,456	33,358,349
	2 国庫補助金	8,596,071	38,000	8,634,071
	3 委託金	91,905	2,456	94,361
16 県支出金		15,538,028	82,855	15,620,883
	2 県補助金	5,970,024	82,855	6,052,879
18 寄附金		304,401	21,367	325,768
	1 寄附金	304,401	21,367	325,768
19 繰入金		4,504,745	66,000	4,570,745
	2 基金繰入金	3,184,052	66,000	3,250,052
20 諸収入		4,464,995	998,352	5,463,347
	6 雑入	2,846,804	998,352	3,845,156
21 市債		20,843,800	40,100	20,883,900
	1 市債	20,843,800	40,100	20,883,900
22 繰越金		698,600	1,960,584	2,659,184
	1 繰越金	698,600	1,960,584	2,659,184
歳 入 合 計		199,138,814	3,210,923	202,349,737

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		23,487,417	1,991,016	25,478,433
	1 総務管理費	10,756,677	1,821,767	12,578,444
	2 企画費	8,691,518	163,293	8,854,811
	4 戸籍住民基本台帳費	848,708	2,456	851,164
	6 防災費	387,815	3,500	391,315
3 民生費		74,724,885	99,992	74,824,877
	1 社会福祉費	34,339,726	84,292	34,424,018
	2 児童福祉費	34,305,883	15,700	34,321,583
6 農林水産業費		5,271,099	18,914	5,290,013
	1 農業費	1,769,924	1,369	1,771,293
	2 農地費	2,343,363	17,545	2,360,908
7 商工費		5,466,156	7,100	5,473,256
	1 商工費	5,466,156	7,100	5,473,256
8 土木費		22,692,211	1,030,571	23,722,782
	5 都市計画費	13,740,021	1,030,571	14,770,592
10 教育費		23,618,963	6,300	23,625,263
	3 中学校費	6,667,628	6,300	6,673,928
11 災害復旧費		2,591,808	57,030	2,648,838
	1 農林水産施設災害復旧費	2,258,308	57,030	2,315,338
歳 出 合 計		199,138,814	3,210,923	202,349,737

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	漁港施設災害復旧事業費	57,030

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山市総合体育館R コンセプション事業費	自令和7年度至令和8年度	110,000
道路維持作業車購入費	自令和7年度至令和8年度	22,000
富山市立奥田小学校調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	72,237
富山市立東部小学校調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	68,626
富山市立広田小学校調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	68,587
富山市立山室中部小学校調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	75,023
富山市立蛭川小学校調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	80,025
富山市立呉羽小学校調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	72,765
富山市立大沢野小学校調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	64,977
富山市立杉原小学校調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	57,750
富山市南学校給食センター調理等業務委託費	自令和8年度至令和10年度	271,590

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
防 災 費	42,000	3,500	45,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
児 童 福 祉 費	347,500	9,000	356,500			
農 地 費	391,400	10,500	401,900			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	524,400	17,100	541,500			

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款14 使用料及び手数料 項 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 土木使用料	1,148,912	1,209	1,150,121	3 都市計画使用料	1,209	1公共交通使用料 1,209
計	2,072,589	1,209	2,073,798			

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 災害復旧費補助金		38,000	38,000	1 農林水産施設災害復旧費補助金	38,000	1漁港施設災害復旧事業費補助金 38,000
計	8,596,071	38,000	8,634,071			

款15 国庫支出金 項 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	3,019	2,456	5,475	1 戸籍住民基本台帳費委託金	2,456	1中長期在留者住居地届出等事務費委託金 2,456
計	91,905	2,456	94,361			
合計	33,317,893	40,456	33,358,349			

款16 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費補助金	2,344,801	81,292	2,426,093	1 社会福祉費補助金	81,292	1地域医療介護総合確保対策事業費補助金 72,792 2介護職員人材確保事業費補助金 8,500
4 農林水産業費補助金	1,113,033	912	1,113,945	1 農業費補助金	912	1担い手総合支援事業費補助金 200 2集落営農促進対策事業費補助金 712
6 土木費補助金	236,114	651	236,765	3 都市計画費補助金	651	1生活交通対策事業費補助金 651
計	5,970,024	82,855	6,052,879			

款18 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附金	290,021	21,000	311,021	1 企画費寄附金	20,000	1まち・ひと・しごと創生推進基金費寄附金 20,000
				3 総務管理費寄附金	1,000	1まち・ひと・しごと創生推進基金費寄附金 1,000
4 災害復旧費寄附金		367	367	1 農林水産施設災害復旧費寄附金	367	1漁港施設災害復旧事業費寄附金 367
計	304,401	21,367	325,768			

款19 繰入金 項 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
11 路面電車事業基金繰入金	99,200	66,000	165,200	1 路面電車事業基金繰入金	66,000	1路面電車事業基金繰入金 66,000
計	3,184,052	66,000	3,250,052			

款20 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,841,562	998,352	3,839,914	3 雑入	998,352	1デジタル基盤改革支援補助金 43,293 2北陸自動車道を跨ぐ鷹の橋撤去工事助成金 955,059
計	2,846,804	998,352	3,845,156			

款21 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	3,635,700	3,500	3,639,200	3 防災債	3,500	1防災施設等整備事業債 3,500
2 民生債	623,700	9,000	632,700	2 児童福祉債	9,000	1保育所施設整備事業債 9,000
5 農林水産業債	644,500	10,500	655,000	2 農地債	10,500	1小規模土地改良事業債 10,500
10 災害復旧債	722,900	17,100	740,000	1 農林水産施設災害復旧債	17,100	1漁港施設災害復旧事業債 17,100
計	20,843,800	40,100	20,883,900			

款22 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金	698,600	1,960,584	2,659,184	1 前年度繰越金	1,960,584	1前年度繰越金 1,960,584
計	698,600	1,960,584	2,659,184			

2 歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	4,396,093	20,767	4,416,860		20,767	13 使用料及び賃借料	20,767	1庁舎維持管理費 20,767
5 財政管理費	203,281	1,800,000	2,003,281		1,800,000	24 積立金	1,800,000	1財政調整基金費 1,800,000
14 スポーツ施設費	2,475,757	1,000	2,476,757	他 1,000		24 積立金	1,000	1まち・ひと・しごと創生推進基金費 1,000
計	10,756,677	1,821,767	12,578,444	他 1,000	1,820,767			

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 企画調査費	480,954	20,000	500,954	他 20,000		24 積立金	20,000	1まち・ひと・しごと創生推進基金費 20,000
5 情報管理費	2,324,611	143,293	2,467,904	他 43,293	100,000	12 委託料	143,293	1情報管理事務費 143,293
計	8,691,518	163,293	8,854,811	他 63,293	100,000			

款 2 総務費 項 4 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	848,552	2,456	851,008	国 2,456		17 備品購入費	2,456	1中長期在留者住居地届出等事務費 2,456
計	848,708	2,456	851,164	国 2,456				

款 2 総務費 項 6 防災費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 防災総務費	348,207	3,500	351,707	債 3,500		12 委託料	3,500	1防災対策事業費 3,500
計	387,815	3,500	391,315	債 3,500				
合計	23,487,417	1,991,016	25,478,433	国 債 他 2,456 3,500 64,293	1,920,767			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総務費	3,529,922	3,000	3,532,922		3,000	18 負担金補助及び交付金	3,000	1民生事務費 3,000
3 老人福祉費	2,295,809	81,292	2,377,101	県 81,292		12 委託料	8,500	1地域密着型サービス等の拠点整備事業費 72,792

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						18 負担金補助 及び交付金	72,792	2介護職員人材確保事業費 8,500
計	34,339,726	84,292	34,424,018	県 81,292	3,000			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5 保育所費	5,278,405	15,700	5,294,105	債 9,000	6,700	12 委託料	15,700	1保育所施設整備事業費 15,700
計	34,305,883	15,700	34,321,583	債 9,000	6,700			
合計	74,724,885	99,992	74,824,877	県 債 9,000	81,292 9,700			

款 6 農林水産業費 項 1 農業費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 農業振興費	382,057	1,369	383,426	県 912	457	18 負担金補助 及び交付金	1,369	1担い手総合支援事業費 300 2集落営農促進対策事業費 1,069
計	1,769,924	1,369	1,771,293	県 912	457			

款 6 農林水産業費 項 2 農地費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 土地改良費	1,167,905	17,545	1,185,450	債 10,500	7,045	12 委託料	3,300	1農村総合整備事業費 3,300 2小規模土地改良事業費補助金 14,245
						18 負担金補助 及び交付金	14,245	
計	2,343,363	17,545	2,360,908	債 10,500	7,045			
合計	5,271,099	18,914	5,290,013	県 債 10,500	912 7,502			

款 7 商工費 項 1 商工費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
11 牛岳温泉スキー場費	65,341	7,100	72,441		7,100	27 繰出金	7,100	1牛岳温泉スキー場事業特別会計繰出金 7,100
計	5,466,156	7,100	5,473,256		7,100			

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4 公園費	2,614,841	962,059	3,576,900	他 955,059	7,000	12 委託料	7,000	1ファミリーパーク費 7,000 2都市基盤整備基金費 955,059
						24 積立金	955,059	
7 公共交通対策費	990,885	68,512	1,059,397	県 651 他 67,209	652	1 報酬	717	1生活交通対策事業費 2,512 2路面電車事業費 66,000
						10 需用費	395	
						12 委託料	1,400	
						17 備品購入費	66,000	
計	13,740,021	1,030,571	14,770,592	県 651 他 1,022,268	7,652			

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	4,626,712	6,300	4,633,012		6,300	12 委託料	6,300	1施設学校管理事務費 6,300
計	6,667,628	6,300	6,673,928		6,300			

款11 災害復旧費 項 1 農林水産施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 漁港施設災害復旧費	16,500	57,030	73,530	国 38,000 債 17,100 他 367	1,563	8 旅費	30	1漁港施設災害復旧事業費 57,030
						14 工事請負費	57,000	
計	2,258,308	57,030	2,315,338	国 38,000 債 17,100 他 367	1,563			

給 与 費 明 細 書

一 般 職 （会計年度任用職員）

（１）総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,647)	2,888,589		1,065,076	3,953,665	661,425	4,615,090	
補 正 前	(1,647)	2,887,872		1,065,076	3,952,948	661,425	4,614,373	
比 較		717			717		717	

※（ ）内は、第1号会計年度任用職員数で外数

（２）報酬の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	717	その他の増減分	717	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	6 年度末までの 支出（見込）額		7 年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市総合体育館 R コンセション 事業費 （令和 7 年度分）	110,000			令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	110,000	債 99,000	11,000
道路維持作業車購 入費 （令和 7 年度分）	22,000			令和 7 年度 ～ 令和 8 年度	22,000		22,000
富山市立奥田小学 校調理等業務委託 費 （令和 7 年度分）	72,237			令和 8 年度 ～ 令和10年度	72,237		72,237
富山市立東部小学 校調理等業務委託 費 （令和 7 年度分）	68,626			令和 8 年度 ～ 令和10年度	68,626		68,626
富山市立広田小学 校調理等業務委託 費 （令和 7 年度分）	68,587			令和 8 年度 ～ 令和10年度	68,587		68,587
富山市立山室中部 小学校調理等業務 委託費 （令和 7 年度分）	75,023			令和 8 年度 ～ 令和10年度	75,023		75,023
富山市立蜷川小学 校調理等業務委託 費 （令和 7 年度分）	80,025			令和 8 年度 ～ 令和10年度	80,025		80,025
富山市立呉羽小学 校調理等業務委託 費 （令和 7 年度分）	72,765			令和 8 年度 ～ 令和10年度	72,765		72,765
富山市立大沢野小 学校調理等業務委 託費 （令和 7 年度分）	64,977			令和 8 年度 ～ 令和10年度	64,977		64,977

(単位 千円)

事 項	限度額	6年度末までの 支出（見込）額		7年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
富山市立杉原小学校調理等業務委託費 （令和7年度分）	57,750			令和8年度 ～ 令和10年度	57,750		57,750
富山市南学校給食センター調理等業務委託費 （令和7年度分）	271,590			令和8年度 ～ 令和10年度	271,590		271,590

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	7 年度中増減見込み			7 年度末現在高見込額		
	7 年度中起債見込額			補正前の額	補 正 額	補正後の額
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
1 普 通 債	20,120,900	23,000	20,143,900	148,840,096	23,000	148,863,096
(2)農林水産	644,500	10,500	655,000	6,135,435	10,500	6,145,935
(7)民 生	623,700	9,000	632,700	7,673,661	9,000	7,682,661
(8)そ の 他	3,700,500	3,500	3,704,000	20,174,047	3,500	20,177,547
2 災害復旧債	722,900	17,100	740,000	2,330,849	17,100	2,347,949
(2)農林水産	524,400	17,100	541,500	1,003,062	17,100	1,020,162
合 計	20,843,800	40,100	20,883,900	217,696,475	40,100	217,736,575

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第 1 1 1 号

令和 7 年度富山市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度富山市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 9, 8 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金			11,000	11,000
	1 基金繰入金		11,000	11,000
歳 入 合 計		308,845	11,000	319,845

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		308,845	11,000	319,845
	1 駐車場管理費	308,845	11,000	319,845
歳 出 合 計		308,845	11,000	319,845

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 駐車場事業 基金繰入金		11,000	11,000	1 駐車場事業 基金繰入金	11,000	1駐車場事業基金繰入金 11,000
計		11,000	11,000			

2 歳 出

款 1 駐車場費 項 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 駐車場管理 費	210,998	11,000	221,998	他 11,000		12 委託料	11,000	1駐車場管理費 11,000
計	308,845	11,000	319,845	他 11,000				

介護保険事業特別会計

議案第 1 1 2 号

令和 7 年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 9, 0 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5, 7 2 0, 2 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		7,151,086	175,553	7,326,639
	2 基金繰入金	388,892	175,553	564,445
9 繰越金			53,536	53,536
	1 繰越金		53,536	53,536
歳 入 合 計		45,491,131	229,089	45,720,220

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		182,665	229,089	411,754
	1 償還金及び還付加算金	20,150	229,089	249,239
歳 出 合 計		45,491,131	229,089	45,720,220

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 7 繰入金 項 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費 準備基金繰 入金	388,892	175,553	564,445	1 介護給付費 準備基金繰 入金	175,553	1介護給付費準備基金繰入金 175,553
計	388,892	175,553	564,445			

款 9 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金		53,536	53,536	1 前年度繰越 金	53,536	1前年度繰越金 53,536
計		53,536	53,536			

2 歳 出

款 5 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 償還金		229,089	229,089	他 229,089		22 償還金利子 及び割引料	229,089	1償還金 229,089
計	20,150	229,089	249,239	他 229,089				

牛岳温泉スキー場事業特別会計

議案第 1 1 3 号

令和 7 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 , 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 2 , 9 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		65,341	7,100	72,441
	1 一般会計繰入金	65,341	7,100	72,441
6 市債		25,000	4,300	29,300
	1 市債	25,000	4,300	29,300
歳 入 合 計		191,527	11,400	202,927

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 スキー場事業費		159,756	11,400	171,156
	1 スキー場事業費	159,756	11,400	171,156
歳 出 合 計		191,527	11,400	202,927

第 2 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
スキー場事業費	25,000	4,300	29,300	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	借入れ先の融通条件 による。ただし、市 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは 繰上償還又は借換え することができる。

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	65,341	7,100	72,441	1 一般会計繰入金	7,100	1一般会計繰入金 7,100
計	65,341	7,100	72,441			

款 6 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 スキー場整備事業債	25,000	4,300	29,300	1 スキー場整備事業債	4,300	1スキー場整備事業債 4,300
計	25,000	4,300	29,300			

2 歳 出

款 1 スキー場事業費 項 1 スキー場事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 管理運営費	134,606	11,400	146,006	債 4,300 他 7,100		12 委託料	11,400	1管理運営費 11,400
計	159,756	11,400	171,156	債 4,300 他 7,100				

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	5年度末 現在高	6年度末 現在高	7年度中増減見込み				7年度末現在高見込額		
			7年度中起債見込額			7年度中 元金償還 見込額	補正前 の額	補正額	補正後 の額
			補正前 の額	補正額	補正後 の額				
ス キ ー 場 債 事 業 債	73,839	169,519	25,000	4,300	29,300	29,933	164,586	4,300	168,886

公 共 下 水 道 事 業 会 計

議案第 1 1 4 号

令和 7 年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 7 年度富山市公共下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度富山市公共下水道事業会計予算第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 6 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務委託費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 0 年 度	2,945,800 千円

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分

(単位 千円)

事 項	限度額	6 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		7 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他
浜黒崎浄化センター・水橋浄化センター維持管理業務委託費 (令和7年度分)	2,945,800			令和8年度 ～ 令和10年度	2,945,800			2,945,800

議案第 1 1 5 号

富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 3 項」の次に「並びに第 1 8 条第 1 項及び第 2 項」を加え、同条第 4 項中「第 1 8 条第 1 項」を「第 1 9 条第 1 項」に改める。

第 2 1 条を第 2 2 条とし、第 2 0 条を第 2 1 条とする。

第 1 9 条中「申告等」を「請求等」に改め、同条を第 2 0 条とする。

第 1 8 条第 1 項中「申告、請求又は申出（同条において「申告等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 9 条とし、第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 8 条 任命権者は、富山市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 4 0 号。以下この項において「育児休業条例」という。）第 2 7 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第27条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 1 1 6 号

富山市職員の育児休業等に関する条例及び富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市職員の育児休業等に関する条例及び富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の育児休業等に関する条例及び富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(富山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 3 項」を「第 1 9 条第 6 項」に、「及び第 2 項」を「、第 2 項、第 3 項及び第 5 項」に改める。

第 2 3 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（次条第 1 項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第 2 4 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 4 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 4 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で

請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定す

る部分休業」に改める。

第26条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年富山市条例第295号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の富山市職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 1 1 7 号

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改め、
同条第 2 号中「2 8 円 3 5 銭」を「3 0 円 7 3 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 1 1 8 号

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成 1 9 年富山市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 1 1 9 号

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 1 4 消防業務手当の項中

「

(1) 火災消火等の作業に従事したとき。
(2) 火災等の出動時に次のいずれかの業務に従事したとき。 ア 消防自動車等の運転業務 イ 10メートル以上の高所作業 ウ 救助業務
(3) 救急救命士が救急救命業務に従事したとき。
(4) 救急救命士及びその他の職員が前号以外の救急業務に従事したとき。
(5) 水難救護業務（潜水業務以外の業務にあっては、2時間以上の場合に限る。）に従事したとき。
(6) 消防艇の業務に従事したとき。

を

」

「

(1) 火災消火等の作業（第 7 号に規定する業務を除く。）に従事したとき。
(2) 火災等の出動時に次のいずれかの業務（第 7 号に規定する業務を除く。）に従事したとき。 ア 消防自動車等の運転業務 イ 10メートル以上の高所作業

ウ 救助業務
(3) 救急救命士が救急救命業務（第7号に規定する業務を除く。）に従事したとき。
(4) 救急救命士及びその他の職員が前号以外の救急業務（第7号に規定する業務を除く。）に従事したとき。
(5) 水難救護業務（第7号に規定する業務を除き、潜水業務以外の業務にあっては、2時間以上の場合に限る。）に従事したとき。
(6) 消防艇の業務（第7号に規定する業務を除く。）に従事したとき。

に改め、同項に次の

」

ように加える。

(7) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、同法第44条第1項に規定する消防の応援等に従事したとき。	日額 2,160円
--	-----------

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 1 2 0 号

委託契約締結の件

富山市婦負斎場火葬炉設計・設置業務委託について、次のとおり委託契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 富山市婦負斎場火葬炉設計・設置業務委託
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1 9 4 , 0 4 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 富山市奥田新町 1 2 番 3 号
株式会社宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹

議案第 1 2 1 号

工事請負契約締結の件

大久保小学校長寿命化改良（その 1）工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 大久保小学校長寿命化改良（その 1）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 3 2 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 辻建設・石坂建設大久保小学校長寿命化改良（その 1）工事共同企業体
代表者
富山市内幸町 6 番 1 号
辻建設株式会社
代表取締役社長 辻 明信

議案第 1 2 2 号

工事請負契約締結の件

観光橋塗装塗替（第 2 工区）工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 観光橋塗装塗替（第 2 工区）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 3 4, 6 3 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 住澤塗装工業・蒼生塗装観光橋塗装塗替（第 2 工区）工事共同企業体
代表者
富山市萩原 7 2 番地 1
住澤塗装工業株式会社
代表取締役社長 住澤 壮吉

議案第 1 2 3 号

工事請負契約締結の件

富山消防署北部出張所改築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 富山消防署北部出張所改築主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 5 8 0 , 8 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 タカノ建設・牧野工業富山消防署北部出張所改築
主体工事共同企業体
代表者
富山市西中野町一丁目 7 番 2 7 号
タカノ建設株式会社
代表取締役 高野 二郎

議案第 1 2 4 号

財産の無償貸付の件

次のとおり土地、建物及び施設を無償貸付するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 無償で貸付する財産

ア) 土地

(1) 場 所 富山市八尾町小長谷 3 4 9 番外

(2) 面 積 6 , 0 4 4 . 0 0 m²

イ) 建物

(1) (旧) 檜尾小学校

①場 所 富山市八尾町小長谷 3 4 9 番

②構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

③床 面 積 3 , 0 3 8 . 4 4 m²

ウ) 施設

(1) プール

(2) その他事業用設備

2 貸 付 の 目 的 一般財団法人とやまハッピースクール事業 用施設

- 3 貸 付 の 相 手 方 富山市才覚寺 6 2 5 番地
一般財団法人とやまハッピースクール
代表理事 永谷 真弓
- 4 無償貸付の期間 令和7年10月1日から令和13年3月3
1日まで

議案第 125 号

富山市名誉市民の推挙に関し同意を求める件

富山市名誉市民に次の者を推挙したいので、市議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

氏 名 森 雅 志

現 住 所 富山市吉作

生年月日 昭和 27 年 8 月 13 日（73 歳）

経 歴

年 月	経 歴
昭和 46 年 3 月	富山県立富山中部高等学校 卒業
昭和 51 年 3 月	中央大学法学部法律学科 卒業
昭和 52 年 11 月	司法書士・行政書士事務所 開設
平成 7 年 4 月	富山県議会議員
平成 14 年 1 月	旧富山市長
平成 17 年 4 月	富山市長

功 績

氏は平成 14 年 1 月、合併前の旧富山市長に就任後、強力なリーダーシップのもと、平成 17 年 4 月の 1 市 4 町 2 村の市町村合併による新富山市の誕生に尽力した。

合併後の初代市長に就任した後は、川上から川下までの豊かな自然と多様性に富んだ魅力ある都市にふさわしい一体感の醸成と、それぞれの地域の持つ個性を生かした発展に努めた。

また、人口減少と超高齢社会の到来を見据え、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを政策の基本に据え、雇用や教育、子育て、福祉、医療、環境、文化など、様々な分野の施策に取り組み、総合力の高い持続可能なまちづくりを推進した。

その中でも、全国初の本格的なLRTとなる富山ライトレールの開業や、市内電車の環状線化を実現するとともに、令和2年3月には、コンパクトなまちづくりの一つの到達点ともいえる路面電車南北接続事業を完成させ、国内外に誇るLRTネットワークの形成を実現するなど、5期19年余の間、富山市の発展に多大な功績を残した。

このように、氏は、広く社会文化の興隆その他公共の福祉に貢献し、その功績は誠に顕著であり、この上ない多大なものである。

報告第 3 6 号

健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出

富山市長 藤井 裕久

記

1 健全化判断比率 (単位 %)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	9.1	25.0
将来負担比率	78.4	350.0

2 資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
富山市企業団地造成事業特別会計	—	20.0
富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計	—	
富山市公設地方卸売市場事業特別会計	—	
富山市水道事業会計	—	
富山市工業用水道事業会計	—	
富山市公共下水道事業会計	—	
富山市病院事業会計	—	
富山市農業集落排水事業会計	—	

報告第 3 7 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 工事請負変更契約締結の件

専決第 3 0 号

工事請負変更契約締結の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及び議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の指定について（平成 3 1 年 3 月 2 5 日議決）により、観光橋塗装塗替（第 1 工区）工事について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 7 年 8 月 1 8 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 契 約 の 金 額

変 更 前 2 0 0 , 3 9 0 , 3 0 0 円

変 更 後 2 0 4 , 9 6 1 , 9 0 0 円

報告第 3 8 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
28	令和7年7月7日	損害賠償額 金172,746円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 消防訓練における車両破損事故 ・発生日 令和7年5月28日 ・場所 富山市高畠町一丁目地内
29	令和7年7月11日	損害賠償額 金281,600円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和7年2月9日 ・場所 富山市稲荷元町三丁目地内
31	令和7年8月18日	損害賠償額 金145,200円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 道路管理上の器物破損事故 ・発生日 令和7年5月17日 ・場所 富山市奥田町地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
3 2	令和 7年 8月18日	損害賠償額 金 1 4 5 , 8 4 9 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在 1 法人 事由 道路管理上の車両破損事故 ・ 発生日 令和 7 年 6 月 1 日 ・ 場所 富山市四方地内
3 3	令和 7年 8月18日	損害賠償額 金 1 3 2 , 0 0 0 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 救急活動における器物破損事故 ・ 発生日 令和 7 年 7 月 7 日 ・ 場所 富山市豊田本町二丁目地内

令和6年度富山市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画				実 績		比 較					
			年割額	左 の 財 源 内 訳			出 額 支 済	左 の 財 源 内 訳			年割額 と支出 額の 差			
				特 定 財 源	一 般 財 源			特 定 財 源	一 般 財 源					
					国(県) 支 出 金	地 方 債			そ の 他	国(県) 支 出 金		地 方 債	そ の 他	
9	1	消 防 費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			35, 715,000		35, 700,000		15,000	11, 550,000		11, 500,000	△24, 165,000	△24, 200,000	35,000	
			35, 385,000		35, 300,000		85,000	47, 190,000		47, 100,000	11, 805,000	11, 800,000	5,000	
			71, 100,000		71, 000,000		100,000	58, 740,000		58, 600,000	△12, 360,000	△12, 400,000	40,000	
10	3	中 学 校 費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			167, 352,000	25, 548,000	125, 000,000	16, 804,000			△167, 352,000	△25, 548,000	△125, 000,000	△16, 804,000		
			3, 165,000			3, 165,000	146, 355,000	25, 548,000	106, 400,000		14, 407,000	25, 548,000	106, 400,000	11, 242,000
			966, 133,000	131, 187,000	560, 900,000	274, 046,000	951, 261,916	160, 279,000	536, 600,000		254, 382,916	29, 092,000	△24, 300,000	△19, 663,084
	計		1,136, 650,000	156, 735,000	685, 900,000	294, 015,000	1,097, 616,916	185, 827,000	643, 000,000		268, 789,916	29, 092,000	△42, 900,000	△25, 225,084

令和7年9月4日提出

富山市長 藤 井 裕 久

令和6年度富山市水道事業会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左の財源内訳	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	国（県）支出金	企業債	損益勘定留保資金	内 訳
1	資本的支出	流 中 更 新 工 場 浄 水 設 備 監 視 設 置 事 業	令和5	88,000,000	円	88,000,000	円	86,000,000	円	73,000,000	円	円	円	円	円
			令和6	132,000,000	円	112,000,000	円	130,000,000	円	110,000,000	円	円	円	円	円
			計	220,000,000	円	187,000,000	円	216,000,000	円	184,000,000	円	円	円	円	円

令和7年9月4日提出

富山市長 藤 井 裕 久

令和6年度富山市公共下水道事業会計継続精算報告書

款	項	事業名	全体計画				実績		績			比較									
			年度	年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳									
					国（県）支出金	企業債	損益勘定留保資金		国（県）支出金	企業債		損益勘定留保資金									
1	資本的支出	呉池事業 羽苑整備 貯留備費	令和4	570,000,000	285,000,000	256,500,000	28,500,000	円	円	円	円	△570,000,000	△285,000,000	△256,500,000	△28,500,000	円	円	円	円		
			令和5	364,000,000	182,000,000	163,800,000	18,200,000	570,744,000	28,872,000	285,372,000	256,500,000	28,872,000	206,744,000	103,372,000	92,700,000	10,672,000	円	円	円	円	
			令和6	136,000,000	68,000,000	61,200,000	6,800,000	483,327,700	24,314,500	234,413,200	224,600,000	24,314,500	347,327,700	166,413,200	163,400,000	17,514,500	円	円	円	円	
			計	1,070,000,000	535,000,000	481,500,000	53,500,000	1,054,071,700	53,186,500	519,785,200	481,100,000	53,186,500	△15,928,300	△15,214,800	△15,400,000	△14,000,000	△313,500	円	円	円	円
			令和4	280,000,000	140,000,000	126,000,000	14,000,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
令和5	330,000,000	165,000,000	148,500,000	16,500,000	514,365,120	25,782,560	257,182,560	231,400,000	25,782,560	184,365,120	92,182,560	82,900,000	9,282,560	円	円	円	円	円			
令和6	270,000,000	135,000,000	121,500,000	13,500,000	363,406,280	18,203,140	181,703,140	163,500,000	18,203,140	93,406,280	46,703,140	42,000,000	4,703,140	円	円	円	円	円			
計	880,000,000	440,000,000	396,000,000	44,000,000	877,771,400	43,985,700	438,885,700	394,900,000	43,985,700	△2,228,600	△1,114,300	△1,100,000	△14,300	円	円	円	円	円			

令和7年9月4日提出

富山市長 藤井 裕久